

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年 6 月 日
犬山市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

犬山市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

犬山市の東部は標高130m～200mの丘陵地であり、公共交通不便地域の多くを占めている。また、昭和40年代に造成された大型団地も市の東部に点在し、鉄道沿線の地域（市中心部、西部及び南部）と比べ、高齢化率が高い地区が密集している。

犬山市では、民間バスの撤退による公共交通不便地域の解消及び高齢者などの交通弱者を対象に、主要な公共施設や市街地等へ移動する手段として、平成12年度より4路線でコミュニティバスの運行を開始した。

平成25年11月から、車両を3台増車し、運行便数を3～4便から5～7便・運行日数は2～3日から2～4日に拡充を図った。

平成28年度から平成29年度にかけ、OD調査や利用者アンケート調査、町内会へのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ平成30年12月より更に新規バス停を19箇所増設し全163箇所とするとともに、車両を3台増車し8台8路線による平日毎日（月～金）運行を開始した。

今後、犬山市公共交通網形成計画の策定を進め、変化する市民ニーズに対応するとともに、高齢社会を見据え、コミュニティバスをはじめ市内の公共交通が市民の貴重な足としての機能を更に発揮し、市民が健康で豊かな暮らしを送るため事業を継続する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①市内全駅での1日当たりの鉄道利用者（乗降人員）数：29,000人の維持

②コミュニティバス年間利用者数：110,000人以上（補助金対象外の路線含む計8路線）

補助対象路線名	目標（人）
栗栖・富岡線	14,000
上野線	14,000
今井・前原線	22,000
楽田東部線	5,500
善師野・塔野地線	18,000
内田線	8,500
補助対象外路線名	
楽田西部線	9,000
入鹿・羽黒線	19,000
合計	110,000

目標の期間：令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

(2) 事業の効果

地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段が確保され、医療機関や商業施設等への外出機会が増加し、豊かな市民生活の維持向上に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ①犬山市が主体となり、高齢者運転免許証自主返納者に対する支援（コミュニティバス回数券の配布）の継続実施や、コミュニティバスのPRを推進する。
- ②犬山市が主体となり、高齢者の集まる会合などの機会に併せ、コミュニティバスのPRをすることにより、新規利用者の開拓を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

(1) 補助対象となるフィーダー系統

路線	区間	運行日
栗栖・富岡線	栗栖北～犬山駅東口～総合犬山中央病院	月～金 (祝日含む)
上野線	上野南～犬山駅西口～総合犬山中央病院	
今井・前原線	四ッ家～総合犬山中央病院～犬山駅東口	
楽田東部線	つつじヶ丘団地～総合犬山中央病院～犬山駅東口	
善師野・塔野地線	善師野台北～市民健康館～犬山駅東口	
内田線	犬山駅西口～内田～総合犬山中央病院～犬山市体育館	

(ただし、12月29日～1月4日は運休)

(2) 路線図及び時刻表 別添「犬山市コミュニティバス時刻表・路線図」参照

(3) 運行事業者 あおい交通株式会社

(4) 運行事業者の決定方法

平成30年9月21日(金)、5社による指名競争入札により、あおい交通株式会社に決定。

あおい交通株式会社は、平成19年1月より犬山市のコミュニティバス運行を担い、常に安全な運行とサービス向上に努めており、また、犬山市の路線、停留所付近の地形や交通状況に熟知している。さらに、犬山市に隣接する小牧市に営業所を、大口町に路線バス車庫を有しており、運行管理体制が十分整備されている。

(5) 運行事業者を選定した経緯

一般乗合旅客自動車運送事業の資格を有し、また、緊急時に対応するために、市内又は隣接する市町に路線バス車庫を有していることを条件とした。さらに、運行の安定性、継続性を確保するために、現在、路線バスの運行を行っている事業者を選定することとした。

それらの条件に合致した事業者は、入札参加者名簿に登録された事業者の中には3社しかいないため、入札参加者名簿には登録されていないが、条件に該当している2社を加え、5社で指名競争入札を行った。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

犬山市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

あおい交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準(ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要) **【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>犬山市交通不便地区人口：3,605人（表5のとおり）</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>平成30年11月まで犬山市コミュニティバスは車両5台体制で運行を行っていたが、内2台については、耐用年数を大幅に上回る10年以上を経過していた。安全な輸送を確保するためにも、早急な買い換えが必要であり、平成30年度事業において、公有民営方式車両購入費国庫補助金を申請し、認定を受けている。 昨年度：国庫補助金受領済（750万円） 今年度：国庫補助金申請予定（750万円）</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>（1）事業の目標</p>
<p>年間利用者数を110,000人以上とする。</p>
<p>（2）事業の効果</p>
<p>購入した車両と既存車両と合わせて、8台体制とし、曜日運行から平日毎日運行（祝日含む）に変更したことで、利用者のニーズに応え、外出促進を図る。さらに、8台のうち3台については小型車両を購入し、従来の車両では通行できなかった狭隘なエリアにも対応することで、交通弱者の移動手段を確保する。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>平成30年10月から11月にかけて、5台の車両を購入した。 （うち、2台はH30年度事業にかかる公有民営方式を、3台は令和2年度事業にかかる減価償却費等国庫補助金を受ける予定） 車両購入費用の負担者は犬山市であり、運行事業者が車両の利用者となる。</p>

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ①現在の車両修理費用：350万円／5年間／2台
 予想される車両修理費用：20万円／5年間／2台
 （5年間で330万円の車両修理費用の削減となる見込み）
- ②利用者のニーズに合わせた運行形態（毎日運行）の実現による年間利用者数の増加
 （年間利用者数を110,000人以上）（詳細は表8のとおり）

17. 協議会の開催状況と主な議論

■ 平成27年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 平成27年 6月17日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画 ・平成26年度実績報告
第2回 平成27年 12月25日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月までの実績報告 ・コミュニティバス利用者アンケート調査結果 ・平成26・27年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価
第3回 平成28年 2月18日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停見直し案について ①上野線、②善師野線、③楽田東部線、④池野・長者町線 ⑤内田線

■ 平成28年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 平成28年 6月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停見直し案（未協議分）について ・平成27年度実績報告 ・平成29年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画
第2回 平成28年 12月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27・28年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価 ・平成28年10月までの実績について
第3回 平成29年 2月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度再編に向けてのスケジュール（案）提示

■ 平成29年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 平成28年 6月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停見直し案（未協議分）について ・平成27年度実績報告 ・平成29年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画
第2回 平成29年 8月14日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度再編（案）についての協議 ・その他
第3回 平成29年 10月2日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度再編（案）についての協議 ・コミュニティバス乗車推進事業について ・コミュニティバス利用促進事業について ・その他

■ 平成 29 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要（つづき）

地域公共交通会議	議事内容
第 4 回 平成 29 年 11 月 24 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度再編（案）についての協議 ・平成 30 年度 GW の対応についての協議 ・コミュニティバス乗車推進事業について ・コミュニティバス利用促進事業について ・その他
第 5 回 平成 29 年 12 月 26 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価についての協議 ・平成 29 年 10 月までの実績について ・期間限定乗合バス運行について
第 6 回 平成 30 年 2 月 26 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度コミュニティバス再編（ルート案）についての協議 ・名鉄犬山ホテルへのバス路線の延伸について ・子ども未来園の園交流等における職員の運賃について
第 7 回 平成 30 年 3 月 27 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度再編（ダイヤ案）について

■ 平成 30 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 平成 30 年 6 月 25 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度再編（案）についての協議 ・平成 31 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画についての協議 ・その他報告事項
第 2 回 平成 30 年 7 月 23 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度コミュニティバス再編に係る再協議 ⇒7 台 7 路線による運行から、8 台 8 路線による運行へ変更 ・生活交通確保維持改善計画変更（案）についての協議 ・その他報告事項
第 3 回 平成 30 年 10 月 29 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度再編に係る運行事業者の決定について ・路線図兼時刻表について ・バス停留所・バス待合所について ・運行車両について ・広告事業について ・その他
第 4 回 平成 30 年 12 月 26 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）について協議 ・行楽シーズン・祭礼等におけるコミュニティバス運行について協議 ・新運行の状況報告について ・新型車両お披露目会について
第 5 回 平成 31 年 3 月 19 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う犬山市コミュニティバス無料乗車について ・新運行の状況報告 ・杉ノ山バス停移設について ・第三者評価委員会結果（速報） ・コミュニティバス小中学生無料乗車事業について ・選挙（期日前投票）期間中における無料乗車について
平成 31 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・栗栖・富岡線における路線の変更について（書面審議）

18. 利用者等の意見の反映状況

当市の地域公共交通会議には、利用者及び市民代表として町会長会連合会、老人クラブ連合会、交通婦人会の各代表が参加している。また、利用者等の満足度向上のため、定期的に利用者アンケートを実施している。

①市民アンケート調査（H24. 2）

15歳以上の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施し、住民の公共交通の利用実態、不便に感じる行先、運行の要望、バスの維持に対する考え方等について意見等を把握

②コミュニティバス利用者インタビュー調査（H23. 11）

コミュニティバス運行日5日間について、全便の利用者を対象に、利用目的、改善要望等のヒアリング調査を実施

③地域別検討会（H24. 7. 23～H24. 8. 10）

市内の小学校区単位の10ヶ所において、コミュニティバスの運行に関する意見、要望等を聞き取り（参加者120名）

④バス停の意見募集（H24. 9. 18～H24. 10. 12）

バス停の新設・移設・廃止について市民から意見を募集（21ヶ所の要望）

⑤市内全世帯に対して各戸回覧によるバス停留所・路線等についての意見募集

平成24年9月（21ヶ所の要望）、平成25年3月（42ヶ所の要望）、計2回、各戸回覧により路線・ダイヤ等について意見募集を実施 ⇒ 平成25年11月新運行開始

⑥コミュニティバス利用者アンケート調査（H26. 10. 24～H26. 11. 7）

再編1年後のコミュニティバスの利用実態や意見収集のため、全8路線のコミュニティバス利用者を対象に聞き取り調査を実施（165件）

⑦バス停留所に関する意見募集（H27. 9. 1～H27. 9. 25）

バス停の新設・移設・廃止についての要望を把握するため実施（41件）

⑧コミュニティバス利用者アンケート調査（H27. 11. 3～H27. 11. 17）

全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、今後の運行計画づくりに反映するため聞き取り調査を実施（181件）

⑨OD調査（H29. 1. 12～H29. 2. 28）

全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、OD調査を実施（標本数892件）

⑩コミュニティバスに関するアンケート調査（H29. 7～H29. 8）

地域住民の移動実態を把握するため、よく利用する施設等とその移動手段についてアンケート調査を実施（53件）

⑪コミュニティバスに関するアンケート調査（H29. 10. 6）

犬山市老人クラブ連合会主催の「福祉事業部まつり」において、移動実態及び要望等を把握するため、高齢者を対象としたアンケート調査を実施（53件）

⑫コミュニティバス再編に関するご意見・ご要望について

平成30年12月からの再編に関する市民を対象とした説明会（再編の考え方、途中経過等）を実施した際、コミュニティバスの再編に関するご意見・ご要望を自由記述方式で調査（25件）

⑬総合犬山中央病院バス停利用状況アンケート（H29.11.13～H29.11.15） 平成30年12月からの再編にあたり、総合犬山中央病院バス停の利用状況を把握するため、バス停で待っている利用者を対象にアンケート調査を実施（43件）	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県都市整備局交通対策課主幹、愛知県一宮建設事務所維持管理課長
関係市区町村	犬山市市民部長、犬山市都市整備部土木管理課長、犬山市都市整備部都市計画課長
交通事業者・交通施設管理者等	あおい交通(株)代表者、岐阜乗合自動車(株)の代表者、愛知県タクシー協会の代表者、公益社団法人愛知県バス協会の代表者、名古屋鉄道(株)犬山幹事駅長、愛知県警察犬山警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	中部大学教授、総合犬山中央病院地域医療連携室課長補佐、犬山市交通婦人会の代表者、犬山市老人クラブ連合会の代表者、町会長会連合会の代表者（市民代表）、バス事業者労働組合の代表者

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

（所 属）犬山市市民部地域安全課

（氏 名）小池、田中

（電 話）0568-44-0347（直通）

（e-mail）010400@city.inuyama.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。